

## 開 議

○大道寺 信委員長 おはようございます。

これより、17日に引き続き予算特別委員会を開きます。

本日の会議に欠席の通告委員はございません。よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

### 平成20年度長井市各会計予算案に関する総括質疑

○大道寺 信委員長 それでは総括質疑を続行いたします。

#### 蒲生光男委員の総括質疑

○大道寺 信委員長 順位4番、議席番号6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 私の質問通告してございますのは市税等の徴収方法ということでございますけれども、今、新聞紙上で天童市の旬な話題があるわけでございますが、議案を提案する権利を持つやっぱり当局、特に市長始め当局の皆様には慎重であるべきだなというふうに思いますし、同時に議案を審議する議会についても、市民目線に立って、市民の幸せにつながっていくのかどうか、そういう真剣な議論が求められているのではないのかなというふうに私は感じているところでございます。

今回の問題につきましては、収納率を92%に

すると。よって3,000万円の収入増を見込んでいると。もう1点は、延滞金、加算金等において前年度の実績並みの500万円を計上しているというこの2点について、主にお聞きをいたしてまいりたいというふうに思っております。

これもひとえに、私は、収納率向上が近年自治体にとって極めて重要で緊急な課題であるということを繰り返し繰り返し申し上げてまいりました。その結果、平成17年の3月でしたが、収納率向上対策本部ができて、昨年度のデータによりますと、90.95という県内の中では唯一と言っていい収納率向上が図られたと。これは、一つの対策本部の取り組みの成果ではないのかなというふうに思っております。

収納率向上分で3,000万円の歳入増を見込むというのは、今までなかったように私思うんですが、集中改革プランの中でこれを取り上げてきちっと数値化したということについては、「果たしてそれだけの実績を得られるのか」という疑問視をする声もありますけれども、私は当然であるし、理解もしますし、その取り組みをきちんとやってほしいという姿勢であります。ぜひこれを達成していただきますようお願いをしたいと思います。

今までの質問の中でもさまざまな意見があったわけですが、例えばあやめ公園の入園料の問題、これは言ってみれば到底無理ではないかと言われながらも、その数字を出してきた経緯もあります。あるいはまた募金の500万円についても、実際それは裏づけあるのかと言われれば、それは希望の数字であったろうと思います。あるいはまた公有財産売り払い収入でも、結局売れずじまいでございましたけれども、上げざるを得なかった。収支均衡予算を図るためにそうせざるを得なかったという側面、もしかするとあるのかもしれませんが、この収納率向上の3,000万円についてはそういうような性格のものではない。市税収入を見込むと同じように、

+

やっぱりきちっと見込んでいくべき大事な数値だと思っております。

通告してから日にちもたってるものですから、この間、質問の順序をいろいろ考えてきたんですが、まず最初に、この収納率向上、92%にすることによって3,000万円の歳入増を図るんだということにしましたその根拠であるとか内容について、財政課長の説明をお願いしたいと思います。

○大道寺 信委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えをいたします。

委員ご指摘のように、本市におきましては平成19年度を財政危機脱出元年と位置づけ、19年度から自立経営対策室を設置しながら、平成20年度以降の財源不足に対するための方策を検討してきたところでございます。この中での収納率の向上につきましては、三位一体の改革の税源移譲によって従来の国庫補助負担金が住民税として措置されたことなどもありまして、極めて重要な財源確保対策の一つとして位置づけられてきたところでございます。

このことを受けまして、集中改革プランにおきましても収納率の数値目標を掲げて向上に取り組むこととされ、この数値目標につきましては、平成18年度の収納率90.95%を20年度には92%台にするんだということで目標を設定しているところでございます。ただ、この数値目標につきましてはあくまでも当面の目標値でありまして、順次引き上げられなければならないと思っておりますし、また、そうなるよう当面の目標を確実にクリアしていくことこそが求められているのではないかとこのふうにも思っているところです。

収納率向上で3,000万円を見込むとした根拠ということでございますが、本市の場合、収納率での1%向上は、税収にいたしますと3,000万円以上の増収につながるということになるわけでございますが、20年度の当初予算におきま

しては、集中改革プランに掲げられましたこの3,000万円を効果額として計上させていただいたところでございます。

収納率を向上させるための具体的な取り組みにつきましては、税務課であるとか、あるいは収納率向上対策本部におきまして、これまでの取り組みなどを踏まえながら、さらに実効性を高めるための方策が検討されるものと思っておりますが、定められた方針に沿いまして、私としても積極的に協力していかなければならないというふうに感じているところでございます。以上です。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 収納率について、順次目標を高めていかなければいけないんだというようなご答弁がございましたけれども、これ最終的にどこら辺を目標になさるということなんでしょうか。

○大道寺 信委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 具体的にどこまで高めるかということでございますが、当面、今回は掲げられた目標として92%台ということでございまずので、この達成状況を踏まえながら、やっぱり目標的には1%程度ずつ引き上げていくということがベターなのではないかと感じております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 市長にお伺いいたしますが、集中改革プランで1%引き上げというふうになったわけですけれども、平成18年度、現年度分です、一般市税、村山市が98.92なんです。長井市は現年度分で97.97、滞納繰越分を入れますと、村山市は95.7、長井は90.95と、こういう数字になってございます。この村山市の95.7、滞納分入れてです、というのが当面のやっぱり目指すべき目標値で私はないのかなと、こう思うんですけども、そういった具体的な年次別の数値化のための計画あるいは議論と

いうものは、どこまで進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 具体的な数字の計画につきましては、残念ながら計画としてはまだ作成しておりません。20年度幾ら、21年度幾らとか、そういった計画は作成しておりませんので、その辺については検討する課題だというふうに思っております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 結局、策定できない要因というものもあると思うんですよね。それは現年度分じゃなくて滞納繰越分であると思います。滞納繰越分の解析がどこまで進んでいるかというところに尽きると思いますよ。もうここらはほとんど不可能だと、いや、ここは半分半分の可能性がある、これは7割方可能性がある、そういうのを解析しないと、多分年次別にここら辺まで考えたいといっても、それは数字だけがひとり歩きしてしまう目標値になってしまうんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですので、滞納繰越分の関係でそういったこともお聞きいたしてまいりますけれども、やっぱりこの集中改革プランで92%にするっていうのは一つの大きい上位の方針でありますので、これを達成するために、今度は該当する各課で、これをどのように達成するための方策を展開するかということだと思います。92%を掲げましてそれぞれ方策を示し、そしてさらに実績を、そのうち出てきますよね、それはもちろん実績まで到達しなければ、なぜなのかと。方策が悪いのか、目標値が高過ぎたのか、そういったP D C Aを回していただくことが私は必要なんじゃないかなと。やはり一般企業でいう方針会議の手法と、何ら変わりがないものではないかなというふうに思っているところでございます。

ぜひそういったことで今後取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その点について市

長の見解を伺いたいと思います。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 委員ご指摘のとおり、やはり滞納分の徴収の仕方についてのやはり議論を、もう少しきちっと分析しながらやっていかなきゃいけないというふうに思っております。P D C Aですね、そこまで含めて抜本的に、20年度に体制も含めて見直しをかけながら、具体的な数値目標等についても検討してまいりたいと思います。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 続きまして、税務課長にお伺いいたします。

延滞金、加算金予算500万円計上されておりますが、これの内訳、どういう根拠でこういった数値を出したかというのをお知らせください。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 延滞金につきましては、納税いただいた時点で延滞金額が確定いたします。このため、ほかの税目の課税状況のように積算をして計上するというのがなかなか難しい状況でございますので、これまでの実績をもとに計上をさせていただいております。

ちなみに18年度の延滞金の決算でございますが、市民税につきまして、延滞金としていただきましたのが約120万円でございます。固定資産税分として延滞金をいただきましたのは約340万円、軽自動車税でいただきましたのが約14万円、法人市民税でいただきましたのは約150万円でございます。620万円ほどになります。決算は638万円ほど決算出させていただいておりますが、およそこのような割合でいただいております。

また、18年度の延滞分、滞納分といたしまして徴収させていただきまして、3,340万円ほどございましたので、これに延滞金の率を掛けましたものが約480万円ほどになります。これらの状況を踏まえまして500万円の計上をさ

+

せていただいたものでございます。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 その18年度3,340万円ほどあったということですが、これの件数だとか、そういったもう少し細かいことわかりませんか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 月ごとに集計をしております件数はございますけれども、それはいただきました税目につきましての件数でございまして、延滞金につきましては、件数としては把握をしております。金額だけで把握をしております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 私は、その把握をする必要があるんじゃないかと。年次別計画を立てる意味においても、滞納繰越分の扱いをする上においても、もう少し詳細に把握する必要があるんじゃないかと私は思うんですよね。

それで、平成18年度は638万112円、平成17年度は1,610万1,169円、16年度は610万7,750円で、こういう滞納処分した金額というふうにお聞きをしています。そうしますと、これ3カ年平均でいいのだからどうかかわりませんが、500万円というのはちょっと低過ぎないかと逆に思うんですが、その点いかがですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 17年度の1,600万円の延滞金でございしますが、これは市内の企業で清算をされた企業がございました。その清算をされました企業に対しまして、それまでの税金分並びに延滞金分を含めまして清算を弁護士の方に交付要求をいたしまして交渉いたしまして、これは納税をいただいたものでございます。そのため、その年度は大きく金額が上がっております。そのような状況で、各年度ごとに変動する要因もございしますので、今のところは確実に実績を踏まえて、その実績を上回るような予算計上をするというのはちょっと難しい状況であるというふうに考えております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 いや、私わかりますよ。

15年度が簡単に言いますと320万円ぐらい、14年度が510万円、13年度が690万円、12年度が610万円、11年度が660万円、10年度は730万円、こういうのが実績だというふうにお聞きしました。ですから500万円よりは多いんですね。ですけれども延滞金を1,000万円見込むなんていうことは、これはちょっとおかしい話なんで、やはり現年度分をきっちりいただくと、延滞金を発生させないようにして何とかいただいくという徴収方法を、やっぱりいろいろ考えていくべきでないのかなというふうに思うんですよね。

この延滞金というのは、14.6%という数字で、今100万円の定期したって0.3%ぐらいじゃないですかね、確か。0.03が0.3ぐらいになったわけでしょ。そうすると100万円定期して3,000円ですか、利息。そのうち利子税が取られますから、2割。そこから見ますと14.6というのは物すごい高い金利だなと思うんですよ。この14.6%の金利を課するという根拠になっている地方税法はどういうふうになってますか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 地方税法の第326条で、納期を過ぎました税金につきましての延滞金の計算というのは、14.6%の割合を乗じて計算をした金額というふうなうたわれておりますので、それに基づいて延滞金を賦課させていただいております。また、市の市税条例の第3条の2の中でも、同じように延滞金につきまして条例化させていただいておりますので、それに基づきまして計算をさせていただいております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 その地方税法はいつ施行されましたか。そして、14.6という数字の根拠はどういう理由なんでしょうか。私はわかんないんです、そこんところが。なぜ14.6なのか。15



分を課すのだと、いつから始まったか知らないと、それに上位法に準じて長井市の条例も策定してるといことはわかりましたけれどもね、少なくとも延滞処分されたということについては、この今の現行条例上、あるいはまた上位法の地方税法上やむを得ないかもしれませんが、やはりそうになってしまってるということを知らないでいる納税者が多数いるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

収納率向上させるためには、やっぱり納税者との信頼関係というのが欠かせないものではないかというふうに思うんですけどね。そういう事務作業が通り一遍の事務的なものになってないかという気がしてならないんですけど、そういうのはありますか、税務課長。言われればそうだなと思いますか、それとも思いませんか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 税金を納期どおり納めるのが困難であるということで分納の相談をいただく方がございます。その分納の際には、当然分納によりまして納期が延びますので、そういった延滞金も発生しますというふうな説明をさせていただきまして、計画を立てさせていただいております。その際には、しっかりと延滞金につきましても説明をさせていただいております。また、通常の納税者の方でたまたま納期限内に納税をお忘れになられたという方につきましては、督促状を発送させていただいております。その督促状の裏側には、督促料金が発生したことと、この後延滞金につきましても納期がおくれますと発生しますというふうなことは説明をさせていただいております。ただ、もう少しわかりやすくするような努力は必要なのかなということで考えております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 私も通知書の裏をコピーしてきましたんですけども、細かい字でこう書いてます。「納期限までに税金を完納しないと

きは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数のあるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に、年14.6%（納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については年7.3%、（ただし、前年11月30日を経過するときにおける公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7%の割合に満たない場合は、当該公定歩合の年4%の割合を加算した割合））割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間について365日当たりの割合です」と、こういうふうに書いてあるんですよ。これ見てわかりますか。とてもわかるものではない、わかる代物ではない。事実をそのまま書いてと思うんですが、わかるものではない。

それから、未納額調査票というのを私もいただきましたんで、せっかくですから。ここに延滞金というのがある。「納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは、前年11月末現在の公定歩合に4%を加算した割合、その後は14.6%（日歩4銭）を税額に乗じて計算した額」、こういうふうに書いてあるんですね。すると、ここに書いてある説明とこの通知書に書いてある説明で、この7.3とかというのが出てこないんですけども、これはどういう理由ですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 7.3%といいますのは、納期限を過ぎた後の1カ月につきまして特例として定められてる率でございます。さらに7.3%というのはその税の本則の中に示されておりますが、附則の中で、先ほど言いました公定歩合、現在は商業手形の基準割引率というふうな表現になっておりますが、それに4%を加算したのを当面の率にするのと附則の中で示されておりますので、実際にその条例の中で示されてる

7.3%と、実際に賦課させていただいております。4.数%とのちよっとずれが出てきております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 説明として、これ正しいんですかっていうことだ。どうですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 説明としては、確かに蒲生光男委員おっしゃるように、通常の市民の方が見られましてすぐ理解できるかというのは相当大変でないかというふうには思います。ただ、表現方法といたしましては、税法等に示されている中身でございますので、表現自体は税法に従って正しく表現させていただいたものでございます。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 じゃ、この未納額調査票の下の延滞金という欄に7.3という表記が出てなくても、これは正しい表記なんだと、こういうことですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 そうなります。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 しかしながら、こういう表現の方法では一般市民がわからないだろうなということは十分わかりますよね、どうですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 税務課内でも検討いたしまして、確かにこれでは普通の市民の方が判断するのは非常に難しいということで、現在、来年度からの督促状、今所有しております保存分は同じような様式になりますが、新たに印刷するものにつきましてはもう少しわかりやすい表現ということで、今検討をしております。

その中で、一つの考え方としまして出ておりますのは、具体的に税額幾らの場合でどのくらい遅くなりますと延滞金が幾ら発生しますというような具体例を示した方がよりわかりやすいのではないかと、ちよっと今検討を

させていただいております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 ぜひそういうふうに、一般の人が見てもわかるように改めていただきたいと思うんですよね。多分うっかりして忘れてる方もいます。ですけど、延滞金なんてすぐにはかけられないもんだと思ってる人がいれば、国税なら8期に分けますよね。1期、2期払って3、4を忘れて5期払ったと。これだっていわけですよ。そうすると、3、4期忘れるといつの間にか延滞金が発生します。そういったことを防ぐためにも、できるだけわかりやすい表記に改めるべきではないかと思っておりますので、その点はぜひ改善をしていただきたいというふうに思いますね。

たまたまきのう、私のところに過誤納の通知書来ましたんで、このことについてお聞きしますが、何かどうやら督促手数料の70円を2回取ったというので、70円を返したいからとりに来いと、こういう内容なんですね。過誤納ってのはなぜ発生するのか。これはどういうことですか、過誤納。いや、なぜ70円の督促手数料が2回発生してしまったのかということですよ、どうでしょうか。ちよっとわからないのでお聞きしますけど。

○大道寺 信委員長 暫時休憩といたします。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

○大道寺 信委員長 会議を再開いたします。

中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 このたびの蒲生光男委員に対します延滞金の課税であります。蒲生光男委員からの申し出がございまして、国民健康保険税、それぞれの課税者ごとに分割させていた

だきました。たまたま納税忘れがありまして今回督促状を出させていただきまして、納めていただきました際には督促料等もいただいたわけですが、分割した関係で督促料金がシステム上2件という形で賦課になっております。ただ、課税者は蒲生光男委員お一人でございますので、本来は督促料金というのは1期分しかかけられないことでありますけれども、蒲生委員からの申し出で2人分の切符を作成した関係上、システム的には督促料が2件という形で発生しましたので、そちらの方は直させていただきました。過誤納ということで今回処理をさせていただきましたものでございます。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 国保の最高限度額に介護分加えますと物すごい額になりますよね。やっぱりなかなか大変ですよ。それに市県民税、偶数月は。奇数月は今度、固定資産税ですか。だからそれを分割してほしいというのは偽らざる心境ですから、そういうふうにお願いしました。それぞれおくれれば督促を出していただくわけですから、これはいいですよ。ですけど、私は何も、督促手数料が過誤納になったからとりに来ないと言われてなくても私はいいんですよ。システム的にそうならざるを得ないということであれば、少しこれは再検討する必要もあるんじゃないかなって感じるんですよ。

というのは、税相談、いわゆる特に普通徴収の場合、年4回、国保が8回になってますが、やっぱり限度額いっぱいになった場合は、なかなかこれ納税するのは大変です。ですから分割してくださいというふうにお願いしたときは、受けてるんじゃないですか、受けないんですか、それとも特例でですか。そういうことはないわけでしょ、どうですか、その点は。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 基本的には8期で納税いただいておりますけれども、どうしても8期では

大変だという方につきましては、申し出がありまして、そこのご家庭の収入状況を見させていただきまして、8期以上に分納するというような対応をさせていただいております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 そうしますと、今回のようなケースがまた再現する可能性もあるということじゃないでしょうか、どうですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 今回のケースにつきましては、申し出を受けまして通常の切符を出させていただきました。そのことでシステム上どうしても2件という形で計算されてしまうということがわかりましたので、今後同じような申し出がありました際は、通常の切符ではありませんで、収納係の職員が別途作成しました納付書で納めていただくようなことを考えております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 ぜひ、誤解を招くことでもありますので、そういうふうには修正すべきところは修正してほしいと思うんですよ。

ただ、この過誤納が発生、システム上の問題ですからこれはしょうがないわけですが、それ以外にも過誤納ってありますよね、過誤納、発生しますよね。例えば国保から社保に切りかわって、そして後で還付しますっていうのは、それはわかりますよ。そうじゃなくて税の取り過ぎだとかっていうのあるじゃないですか、時たま。長井市であるかどうかじゃなくて、一般的にはあるわけでしょ。そうした場合には、このシャチハタじゃない判こを持ってとりに来いというのは、それは姿勢としていささか問題あるんじゃないかなというふうに私思うんですけども、それはどうですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 今お話しされましたのは課税ミスということになるのかと思いますが、長井市ではここ数年特に課税ミスというのは起こ



しておりませんので、それに伴いましての還付金がありますのでとりに来てくださいというふうな通知は出してはおりません。

ただ、納税者の方が、もともとありました納税の通知書と、たまたま納め忘れによりまして届きました督促状と2つ持ってた場合がございます。それで督促状を見まして納めていただいたにもかかわらず、もともとの税金の切符を見つけたためにもう一度払っていただくということがございます。そういった場合の還付処理というのは当然させていただいております。その場合は通常の処理をさせていただいておりますので、口座振替をさせていただいてる方は口座に戻させていただいております。ただ、銀行の窓口で納めていただいております方につきましては、役所の方にとりに来ていただくようお願いをしております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 行政側に落ち度があつてこれを処理する場合は、ちゃんと悪いところは謝ってお届けをするという姿勢が、やっぱり徴収業務、あるいは納税者の意識の向上、あるいは信頼関係、これにつながっていくんじゃないかなと思いますので、長井市ではそういうことが事例が発生してないということは大変結構なことではありますが、そういったこともぜひ心がけてほしいなと思います。

18年度末の収入未済額が合計5億3,000万円ほどになってますよね。この5億3,000万円というのはいわゆる元金でありまして、本来ですと、ここに延滞処分された金額が上乘せされてなきゃいけないことになりますよね。5億3,000万円の中に、延滞金というのは別途どのぐらい見込まれると想定できますか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 先ほども言いましたように、前年度の滞納分で納税いただきました実績が出ますと、それに伴います延滞金というのははっ

きりするわけでございますが、今のところ、国保税を含めまして滞納分の5億3,000万円、これを全額納税いただくという見込みは非常に厳しい状況がございます。この5億3,000万円につきましては前年度1年だけの繰り越しでありませんで、さらにその以前からの繰り越しというのもございますので、延滞金を計算するには個々の年度から改めてコンピュータで計算しなければ、ちょっとすぐには出ないというふうな状況になっております。

ただ、おおよその概算的に計算しますと、5億3,000万円に14.6%を掛けますと、約7,700万円ほどの延滞金が1年でつくことになります。さらに5億3,000万円の延滞分は、その前年にもおおよそそれに近い額がございますので、毎年7,000万円を超えるような延滞金が計算上は出てまいります。ただ、実際にはこれを全額いただくというのは相当難しいというふうに考えております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 単純計算しかできないわけですよ。それでも7,700万円。例えば国保税5万円と仮にしまして、これを1年滞納した場合、どのぐらい利子がつくのかというふうに計算していただきました。そうしましたところ、延滞金が6,800円ついて督促手数料が70円つくと、6,870円の延滞加算がつくと、こうなるわけですよ。これはちょうど1年だから現年度分の中でもこういうものが発生します。そうすると滞納繰越分というのは、じゃあ17年度分は幾ら、16年度分は幾らというふうなずっと見ていった場合に、その概要がわかりませんので、全然私には。中井課長はつかまえているかどうかかわかりませんが、概要わかりませんから、その金額とか件数とかわからなければ押さえようがないじゃないですか、そうでしょ、そうなりませんか。

これは、さっき言いましたように収納率向上

+

対策本部としてこれから年次別に収納率の向上を目指していくんだということであれば、これはやっぱりそのデータを把握するということの必要性はあると私思うんですけど、どうですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃 税務課長。

○中井 晃 税務課長 現在の課税のためのシステムはそこまで延滞金をすべて件数も入れて把握するようにはなっておりませんので、ちょっとその改修するにはどのくらいの費用が発生するかというところから見なければならぬのかなというふうに思っております。システムとして、当然、納税いただいた時点で延滞金が幾らになったかというのは計算になるような仕組みは入っておりますけども、その延滞金を集計するっていうふうな仕組みは入っておりませんので、その費用とその際の当然必要とする、かけるべき費用の見込みを比較した上で、システムを導入するかというのを検討しなければならぬというふうに考えております。

+ ○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 ダイヤモンド誌だったですかね、全国市町村の過年度分を入れた収納率のワーストランキングというのがあって、川西町が13位だかに60%だっただけであつたんですが、多分、不納欠損処理して今度は上がるんじゃないかっていうふうに思われますけども、この滞納繰越分、現年度分を何とかやって、滞納繰越しを発生させないようにするという今取り組みをなさってますよね、現年度を中心にして。ですけども、延滞してしまってるということは、何も国保税だけとか軽自動車税だけじゃなくて、すべての使用料等にまたがるケースが多いんじゃないかと思うんですよ。

だから私は、そういうつかまえ方も必要でありますけど、同時にやっぱり年次別にどういうような状況になってるか、収納率向上をするんだというふうに上位方針で決めた場合に、一番最初に計画を練らなきゃいけないわけですが、一

番最初にやらなきゃいけないことは、この現状把握ですよ、現状把握、今どうなってるか。現状把握するにもPDCAがあるんですよ。計画をつくるためのPDCAがあるんですよ、まず。だからやっぱりそういう意味では、その滞納繰越しの繰越しされている金額の年次別の把握、税目ごとの把握等について、私は分析を進めていくべきでないかと思っておりますけども、どうですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃 税務課長。

○中井 晃 税務課長 先ほども18年度の延滞金分の内訳を説明させていただきましたけれども、そういった形で、どこの税目に対しての延滞金がどの程度発生してるかというのはつかまなければならないというふうに考えておりますけれども、それをシステム上で入れるべきかというのはまだ具体的な検討はしておりませんので、今のところ、そのシステムとして導入するかというのは見込みは立っておりません。

特に、延滞金を納められる方というのは、当然、本税自体も納めていただく際、分割で納めていただいているという方が多くいらっしゃいます。当然本税も分割ですので、延滞金分につきましても一括ではなく少しずつという場合もありますので、それぞれの税目ごとに振り分けをしたりしますので、延滞金を分割した場合、それを1件と計算するのか2件と計算するのかというところも判断しなければなりませんので、推計としての積算は当然必要というふうに考えておりますけれども、システムとしてそこまで入れるかというところは、まだ具体的な検討はしてない状況でございます。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 煩雑な作業が伴うということはわかります。一方で分割納入をお願いしますといえば、それは断るわけにはいかないと。ですからそういう意味では、大変な作業がもしかするとあるかもしれません。ですけど、滞納

繰越分がどういう状況になってるかということが、おおよそこうですとも説明できないとするならば、収納率向上を年次別に上げていくんだってということだって、これは絵そらごとじゃないですか。これは対策本部の中でやることなのか税務課の仕事なのかわかりませんが、それはきっちり進めていただきたいというふうに思いますけども、市長、いかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員ご指摘のとおり、やはり現状の把握をしっかりとしなきゃならないというふうに思いますので、その点は反省し、まず早急にそれを把握するというように努めたいと思います。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 それから国保税の8回というのは、8回でない自治体もあったような気がするんですけども、これを9回にするとか、もっと回数をふやすとかってというのは、今現在の課税システム上でできないってことになってますか。それとも、できるけれど当面それで問題なしと見て8回にしてるといふことでしょうか、どっちですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 8回をふやすとなりますとシステム上の改修が必要になってきますので、現在のところは回数をふやすというのは検討はしてありませんでした。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 国保税の限度額というのは今幾らですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 56万円が介護保険料も含めました上限額になっております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 ぜひこれ、8回で納めるというのはかなり大変なんです。そして特に、住民税の所得割が10%になりましたよね、そう

すると、今の課税というのは前年度の所得に対して課税されますから、例えば都会の方で結構な収入をいただいていた方が、この田舎の方に来ていろいろ探したんだけど、いい勤めがなくパートとか派遣とかで働いてるところに国保と住民税の課税がされます。そうしますと徴収回数4回ですから、普通徴収で。なかなか払えないですよ、正直言って。自治体によっては督促手数料を出さないで督促をしてるところもありますし、それから分割納入に応じても延滞金を課さない自治体もあります、長井市は延滞処分をしてるわけですけども。

そういったことを、やっぱり課税の根本が変わるような場合は、特に市民に対する説明とかいったことを丁寧にしていただきたいもんだなというふうに私思うんですよ。そういったことについては、そうだなと思いませんか、どうですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 退職されますと、市民税は前年度に所得に対して課税させていただいておりますので、確かに勤めていたときの収入に応じた市民税を課税をさせていただいております。ただ、納税いただくときには会社を退職されておられましたりしまして、所得が大幅に下がっているということが確かにございます。そういった方にはそういった税の仕組みを説明をさせていただいておりますが、どうしても分納が必要であるというふうなことがありましたら、それは当然対応をさせていただいております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 住宅使用料の関係もお聞きをしたいんですが、時間の関係もありますので9月にまたお聞きいたしたいと思います。

それで、特に住宅使用料の問題が、市長にお伺いしますけども、解消されないうちは、この収納率向上というのはなかなか難しいんじゃないかと思うんですよ。なぜかっていうと、保証

+

人2人つけて入居されるわけですよ。そして、しかも家賃というのは民間の約半分程度じゃないですか。それが18年度100何十万円でしたっけ、不納欠損処理しました。60何カ月も滞納するということは、5年以上もほったらかしになってるという事実がそこにあるわけですよ。こういった問題が解消されない限り、収納率が飛躍的に向上するなんてことは絶対あり得ないだろうなと私思うんですよ。

だから、そういうところに根本的な処方せんをやっぱり示していかなくちゃいけないと、取り組みをしていかなくちゃいけないと思いますので、ぜひこれはそういったことを求めたいと思うんですけども、市長、いかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員がご指摘の部分は確かにあるのでしょうかけども、やはり市営住宅につきましては、一面でいわゆる福祉政策でございまして、特異な例については、保証人も含めて市側の徴収方法等についてやはり問題があったんだろうというふうに思います。そういったことから、それらにつきましては滞納させないようなやはり取り組みを、これは税とはまたちょっと違うと思いますけども、利息等もかけられないと思いますので、その辺についてはまた別途やはり検討しなきゃならないというふうに思っております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 19年度の税の概要でいうと、住宅使用料661万3,918円、これ過年度分ですよ、滞繰分です。現年度は127万1,000円。だって福祉政策の一環とはならないんじゃないですか。住宅使用料を減免してる、だったらここにのってきませんよね。払っていただかなきゃいけない人が払わないからのるわけですよ。そうすると、そういうふうにはならない、ちゃんと払ってる人は払ってるわけですから。だから、例えば生活が困窮で払えないのであれば何か別

な方法とるべきだと思うんですよ。ここにのるということは、これは徴収しなきゃいけない額としてののっかってるわけじゃないですか。そういう点でいうと、それこそ不公平感が出てくるんじゃないかなと思うんですよ。

この住宅使用料の関係についてはもう少し詳しく9月にもう一遍お聞きいたしますけれども、やっぱりきちんと納税していただく仕組みを構築するというのをぜひお願いしたいと思うんですけど、もう一遍そこら辺お願いします。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 確かにケース・バイ・ケースだと思いますけども、ただ、数が何十人もいらっしやるわけじゃないというふうに思っています。ですから先ほど申し上げましたように、徴収の仕方に問題があったんだろうと、延滞が発生した時点で、その後の対応が、やはり民間と違って行政側が甘かったんだろうというふうに思います。それは反省しなきゃなりませんけども、しかし一つ一つ追及しますと、そういう事務的な部分でのやっぱり対応が悪かったものと、あと、収入はあるかもしれませんが、やはりなかなか生活に困窮されてると、そういう部分につきましては、やはり家賃なものですから、税とはまたちょっと違う考え方をせざるを得ない部分も私はあると思っております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 住宅使用料だから家賃ですよ、使用料ですよ。児童センターのおやつ代だって似たようなものですよ。こういうのは滞納されていって話じゃないと思います。

ですから、とにかく大変でいただけないのであれば、それは免除する方法をとるべきだと思いますよ。ここにのっかってるということは、これはいただかなければいけない額だというふうに思いますよね。そうでなければ、もらえないのであれば不納欠損とか処理すべきだと思いますよ。いいですけど、時間もありませんから。

そういったこと全般について、9月までにその実態とか、もう少し我々にもわかるように説明できるようにお願いしたいもんだなと思います。

最後に、この収納率向上に合わせた歳入確保を図るという観点から、現在の課税システム、いささか問題あるところもあります。そういったことを総合的に総括的に見て、市長の所見をいただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員がご指摘のとおり、まず税につきましては、これは義務だから当然払うべきものという姿勢が、どうも行政側で市民に対して、市民がそういうふうに感じられるんでないかと、それが非常に反発にもつながってるかもしれませんし、先ほど委員がおっしゃってるように、市民との信頼関係が希薄になってるという部分があるかと思います。そういった面も含めまして、市民への告知の仕方、お知らせの仕方ももちろん課題がございますので、総合的にもう一度洗い直しをしなきゃいけないなと、そしてどういう方法が一番いいのかと、それを市民の立場に立って検討して、収納率の向上を図るように努めてまいりたいと思います。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 都道府県別の所得のランキングというのがこの間あって、東京が断トツ高くて、沖縄の2.4倍が東京なんです。山形県の所得は36位です。東北各県は全部下位の方にランクづけされておりましたけども、やっぱり地方と都市部の格差、この長井市は長井市の中でもまた格差あるわけですが、収納率向上については広域的な取り組みをしている事例も多数ございまして、ぜひそういった事例も学びながら、私は特に村山市ってどういうような仕組みでそういう高い収納率になってるのかっての不思議でしょうがないんですが、そういったことも学びながら、ぜひ徴収システムが円滑で、しかも信頼関係に構築された上に立つっていう

ことであるように、最後をお願いしながら、質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

## 高橋孝夫委員の総括質疑

○大道寺 信委員長 次に、順位5番、議席番号10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 おはようございます。

私は、市の行財政運営が市民生活の向上に向けて誤りなく展開されるよう祈りながら、総括質疑を行います。

通告をしております3点について順次質問申し上げますので、それぞれ明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思います。

質問の第1は、市長が言われている向こう10年間で公共事業ができる期間とする考え方と、道路特定財源との関係についてお伺いをいたします。

市長、昨年、19年度の施政方針の中で示された、向こう10年間で公共事業ができる最後の機会とするこの考え方が示されてから1年たつわけでございますが、私、この考え方について2回ほど質問させていただいております。

昨年の3月定例会の一般質問に対する市長の答弁では、「平成17年度の国土交通白書や平成18年7月に示された次期社会資本整備重点計画の今後の検討方向などによる国の推計や認識を踏まえて、長井市においても今後10年間で新規事業ができる最後の機会と考えております」というふうな内容の答弁だったわけです。去年の12月定例会では、市長はこういうふうに言っておられます。「特に国土交通省が示している将来の展望については、ここ10年、これがいわゆる新規需要も含めた投資的な事業ができる時期だろう。すなわち、これから高齢化が進展をし、